

「外環の地上部に関する話し合いの会提出資料」への回答

外環の地上部街路に「類似した事例」について

「外環の地上部の街路について」(平成20年3月)P2に示したポンチ絵につきましては、都市計画道路が持つ「交通機能」や「都市環境機能」などについて、分かり易くお示しすることを目的に作成したものであり、都内の特定の道路を基に作成したものではありません。このことを踏まえた上で、以下に示す条件に該当する都市計画道路についてお示しています。

【条件】

- 1) 都内の都市計画道路を対象とする。
- 2) 「武蔵野市該当地域に似た密集住宅地」については、路線周辺の用途地域が「第一種低層住居専用地域」とする。
- 3) 整備済みまたは概成の路線を対象とする。
- 4) 路線一部でなく、路線全線を対象とする。
- 5) 「縮小」「廃止」については、都市計画法が新法となった後(昭和43年以降)を対象とする。

a) 40mの都市計画道路(通称名・沿線区市・町丁目)

- 武蔵野3・1・12号線(五日市街道・武蔵野市・関前四丁目付近など)
- 小平3・1・2号線(五日市街道・小平市・上水南町二丁目付近など)
- 放射5号線(甲州街道・杉並区・下高井戸二丁目付近など)
- 放射36号線(要町通り・豊島区・千川一丁目付近など)
- 環状6号線(山手通り・渋谷区・神山町付近など)
- 補助201号線(首都高5号線高架下・板橋区・高島平五丁目付近など)

b) 都市計画幅員を縮小した事例

- 補助129号線(旧甲州街道15m 12m、世田谷区・給田三丁目付近など)

c) 都市計画道路を廃止した事例(代替機能の有無は不明)

- 補助183号線(廃止延長690m、台東区・根岸付近)